

第1章 吹田市の環境政策

本市の環境政策の基本的な枠組みと施策の目標を紹介します。

■ 吹田市環境基本条例

本市は、平成9年（1997年）3月に「吹田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、本市の環境政策の考え方や進め方などの施策の基本的なことがらを定めています。

環境基本条例の主な内容

- （1）基本理念、施策の基本方針
- （2）市民、事業者、行政の責務
- （3）環境基本計画・環境白書
- （4）基本的な施策
- （5）環境審議会

■ 吹田市第2次環境基本計画（改訂版）

本市は、平成26年（2014年）3月に、第2次環境基本計画の改訂版を策定しました。これは吹田市環境基本条例に基づき、環境政策の目標や施策の柱を定めるものです。

（1）計画の期間

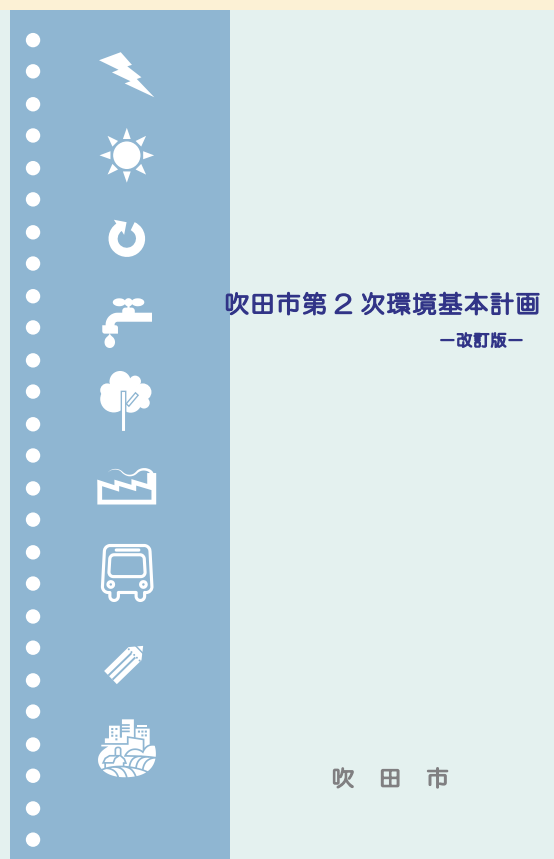
平成26年度（2014年度）から
平成31年度（2019年度）までの6年間

（2）施策の体系と環境指標

分野ごとに目標と施策の柱を定め、さらに具体的な施策と担当部署を明記して、責任の明確化と施策の着実な推進を図ります。

（3）重点プロジェクト

優先的に取り組む必要がある施策や、市民・事業者との協働の取組を促進させる施策、または環境に配慮した先導的施策として、特に重要なものを「重点プロジェクト」として設定し、その推進に取り組んでいます。



分野と目標	代表指標と目標値	施策の柱
エネルギー 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換 (P3～)	市域の年間エネルギー消費量 平成32年度(2020年度)までに (市域) 15.9PJ(ペタジュール) (家庭部門・市民1人当たり) 8.6GJ(ギガジュール) (業務部門・従業員1人当たり) 30.2GJ(ギガジュール)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ライフスタイルや事業活動の転換促進 ■ 省エネルギー機器等の導入促進 ■ 再生可能エネルギーの導入拡大
資源循環 資源を大切に作る社会システムの形成 (P11～)	市民1人当たりごみ排出量(1日) 平成32年度(2020年度)までに 788g リサイクル率 平成32年度(2020年度)までに 24%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発生抑制を優先する社会への転換 ■ 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築 ■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進 ■ 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築 ■ 水資源の有効利用と健全な水環境の推進
生活環境 健康で快適なくらしを支える環境の保全 (P15～)	環境目標値達成率(大気、騒音、水質) 平成32年度(2020年度)までに 100% (二酸化窒素、一般環境騒音、河川BOD)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境汚染防止対策の推進 ■ 環境美化の推進 ■ ヒートアイランド対策の推進 ■ 日照障害・電波障害対策
みどり みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成 (P25～)	吹田市域の緑被率 平成37年度(2025年度)までに 30% 木々や草花などの緑が多いので まちに愛着や誇りを感じる市民の割合 平成32年度(2020年度)までに 62%	<ul style="list-style-type: none"> ■ みどりを継承する ■ みどりを生み出す ■ みどりを活かす ■ 市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める
都市環境 快適な都市環境の創造 (P29～)	まちなみが美しいと感じる市民の割合 平成32年度(2020年度)までに 70%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観まちづくりの推進 ■ 自動車に過度に依存しない交通環境整備 ■ 環境に配慮した開発事業の誘導
重点プロジェクト (P35～)	—	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地球温暖化対策の推進 ■ ヒートアイランド対策の推進 ■ 連携・協働の推進 ■ エコスクールの推進 ■ 地域における環境教育の推進

(4) 進行管理

年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、環境審議会に報告します。審議会での審議や評価

の内容を公表するとともに、次年度以降の施策に反映し、更なる取組を行います。

第2章 目標達成への施策の展開

第1節 エネルギー 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換

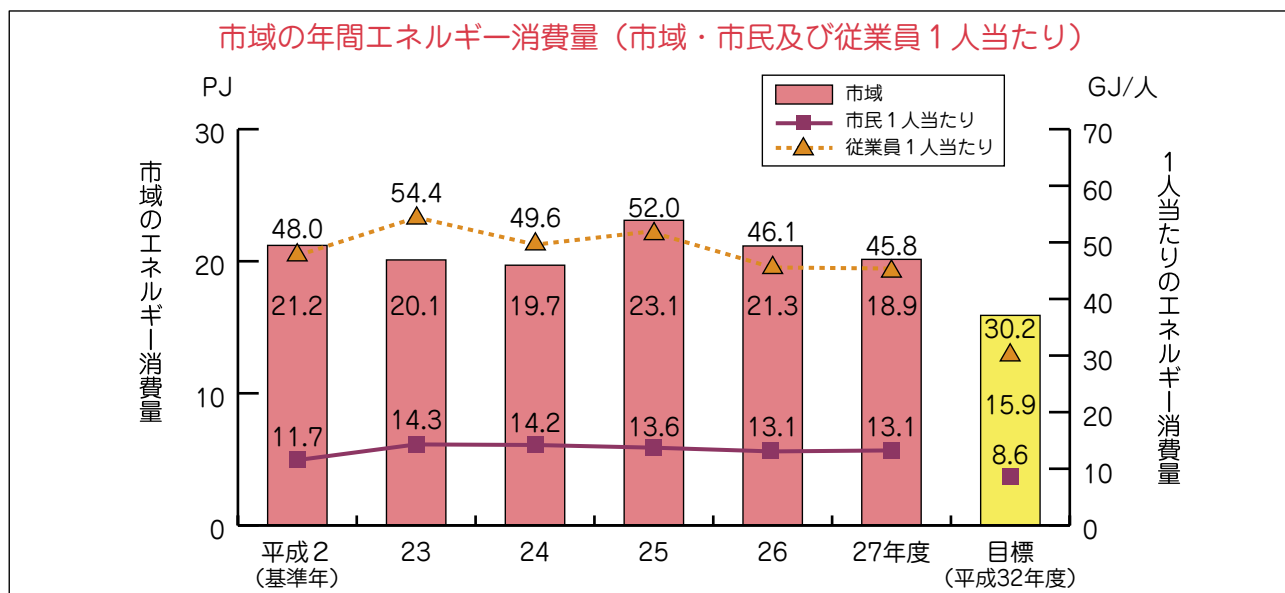
[1] 環境の状況

地球温暖化について科学的な研究を行っている国際機関である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成26年（2014年）に第5次評価報告書を発表しました。これによると、温暖化対策をしなければ、2100年における世界の平均気温は2.6～4.8℃上昇することを示し、気温上昇を2℃未満にするためには、二酸化炭素の排出量を2050年度までに40～70%削減し、2100年までにゼロまたはマイナスにする必要があると示しています。

本市は吹田市第2次環境基本計画（改訂版）において、市域、市民及び従業員1人当たりの年間エネルギー消費量を平成32年度（2020年度）までに、平成2年度（1990年度）比で25%以上削減するという目標を掲げています。

市域におけるエネルギー消費量は、目標の達成が極めて厳しい状況です。私たちのライフスタイルや事業活動の転換が強く求められています。

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値
市域の年間温室効果ガス排出量(千トン-CO ₂)	2,232 (平成25年度)	2,123 (平成26年度)	1,873 (平成27年度)	1,315
公共施設における再生可能エネルギー導入件数累計	66件	71件	75件	→
吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量(千トン-CO ₂)	81	81	77	59
市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量	2,866件 14,040kW	3,099件 15,305kW	3,195件 17,809kW	4,000件 22,000kW

※市域の年間エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の算出は統計データ集約の関係により2年遅れとなる。
 ※市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量については、平成29年12月時点での導入状況。これは固定価格買取制度の新制度への移行事務手続の関係上、国の設備導入状況の公表が例年より遅れており、平成29年12月末までの公表となっているため。

[2] 施策

■ 吹田市地球温暖化対策新実行計画（改訂版）（愛称：^{こっこつ}すいたんのCO₂大作戦R）

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として、平成28年（2016年）3月に、吹田市地球温暖化対策新実行計画（改訂版）を策定しました。本計画では、吹田市域の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の現況を分析して削減目標を設定するとともに、それらの目標を達成するために必要な

施策や取組を具体的に記載し、温室効果ガスの排出が抑制された未来の吹田市のすがたを示しています。市民のライフスタイルや事業者の事業スタイルを転換し、先進的な環境まちづくりを進めていくために、5つの取組を「重点施策」として設定しています。

吹田市地球温暖化対策新実行計画（改訂版）の重点施策と施策体系

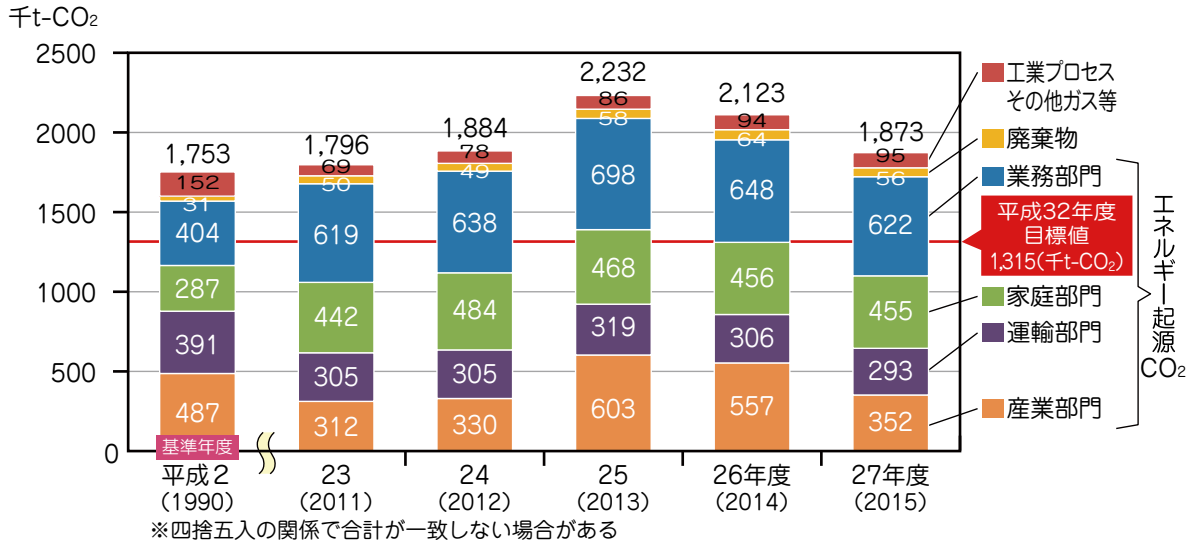
重点施策

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| (1) CO ₂ 削減ポテンシャルの見える化 | (4) ヒートアイランド対策 |
| (2) 省エネルギー機器の導入促進 | (5) 低炭素まちづくりの推進 |
| (3) 再生可能エネルギー、未利用エネルギーの利用促進 | |

施策体系

（施策の分野）	（施策の柱）	（取組の方向性）
省エネルギーの促進 再生可能エネルギーの利用促進	・ ライフスタイルや事業活動の転換促進	市民や事業者は日常的に節エネ・省エネに取り組めます。市は制度面や情報提供等を通じてその活動を支援します。
	・ 省エネルギー機器等の導入促進	市民や事業者は、省エネルギー性能の高い機器等を選んで導入します。市は情報提供や補助制度等を通じて導入促進を支援するとともに、率先して機器等の導入を行います。
	・ 再生可能エネルギーの導入拡大	市民や事業者は、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。市は公共施設等での再生可能エネルギー導入を推進するとともに、補助制度等を通じて市民や事業者の設備導入を支援します。
廃棄物の発生抑制 循環型社会の形成	・ 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進	廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進に関する施策は、「一般廃棄物処理基本計画」のもとで実施することとします。
面的対策	緑地保全	・ みどりの保全、整備 みどりの保全、整備に関する施策は、「みどりの基本計画」のもとで実施することとします。
	公共交通機関の利用促進	・ 自動車に過度に依存しない交通環境整備 市民や事業者は、可能な限り自動車以外の移動手段を選ぶよう努めます。市は公共交通の利便性向上等を推進します。
	エネルギーの面的利用	・ 環境に配慮した開発事業の誘導 事業者は、開発行為にあたり「環境まちづくりガイドライン」等に基づく配慮を行います。市は情報提供や助言等を通じて適切な開発を誘導します。
適応策	・ ヒートアイランド対策の推進	市民や事業者は、打ち水やみどりのカーテンなどヒートアイランド現象の緩和に取り組む、空調削減に努めます。市は緑化や雨水浸透等の対策を推進します。
環境教育	・ 学校での環境教育（エコスクール）の推進	子どもたちは、学校生活や学習プログラムの中で、エネルギーや資源の大切さや省エネの工夫を学び実践します。学校や市は環境学習教材や環境教育の場の充実などを通じて、子どもたちの学びや環境行動を支援します。
	・ 地域における環境教育の推進	市民や事業者は、環境学習や協働の取組等に参加し、自らも情報発信します。市は環境学習機会を提供するとともに、情報発信や人材育成を推進します。

市域の温室効果ガス排出量の推移



吹田市役所エコオフィスプラン ～地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）～

本市は、市の事務事業の環境負荷低減に向けた率先行動計画として、平成11年(1999年)10月に「吹田市役所エコオフィスプラン」を策定しました。本プランに基づき、省エネルギー・省資源の推進、廃棄物の削減、グリーン購入の推進などに取り組んでいます。

平成13年(2001年)には環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得*しました。その運用経験をもとに、さらに環境の取組を充実させた本市独自の環境マネジメントシステムを、平成22年度(2010年度)から運用しています。

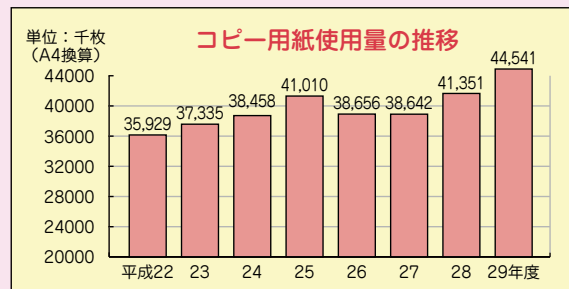
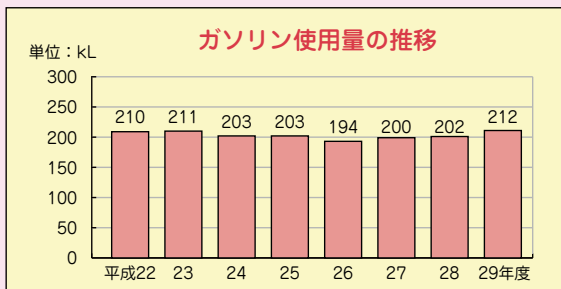
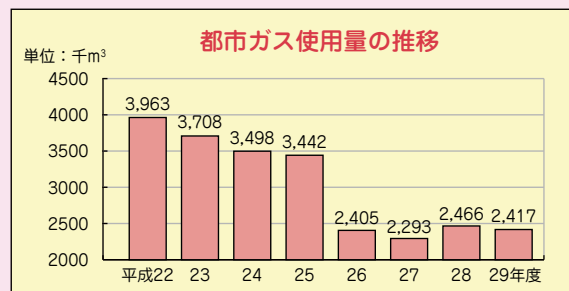
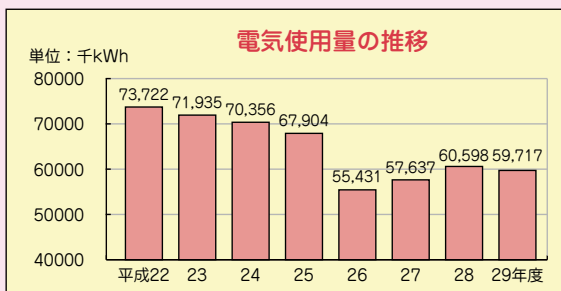
本市のエコオフィスプランは、地球温暖化対策

の推進に関する法律において策定が義務付けられている、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減などを規定した実行計画であるとともに、以下の特徴があります。

- (1) 市の事務事業から排出される二酸化炭素排出量を、平成32年度(2020年度)までに、平成17年度(2005年度)に比べて、25%以上削減
- (2) 温室効果ガス削減に向けた取組を効果的に推進するためのPDCAサイクルによる進行管理
- (3) 下水処理場や浄水所などエネルギーを多量に消費する市の施設での重点的な取組

* 本庁舎での取得。出張所は平成16年(2004年)に認証取得

吹田市役所エコオフィスプランによる取組



※平成26年度から地方独立行政法人となった市民病院の実績値を除く。

■ 夏季及び冬季における市自らの節電の取組

本市は、電力消費が増加する夏季及び冬季を「節電重点取組期間」として、本庁舎をはじめとして上下水道施設、学校や体育施設など多量に電力を使

う施設を中心に、節電を含む「節エネルギー」の取組を一層強化しました。

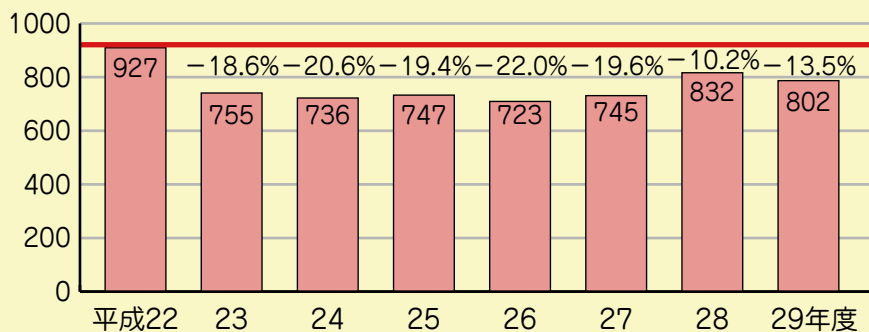
本庁舎では、主に以下の取組を行いました。

- (1) 照明の間引きと不要照明消灯の徹底
- (2) 暖房温度19℃、冷房温度28℃を徹底
- (3) エコスタイルキャンペーン、ウォームビズの実施
- (4) パソコン画面の輝度を低めに調整
- (5) 2up3down運動に努め、エレベーターの使用を控える
- (6) ノー残業デーの徹底

夏の節電重点取組期間（7月～9月）の市役所本庁舎における電力使用量

単位：千kWh

（％は平成22年度からの削減率）



■ 家庭・事業所での取組支援

(1) 環境まちづくりガイドライン

地球温暖化の原因である温室効果ガスは、家庭や事業所での電気やガスなどの使用、マイカーや運送車両の運行によるガソリンや軽油の消費、廃棄物の処理など、社会のあらゆる活動から排出されます。そのため、市民、事業者、行政がともにエネルギーや資源を大切に使い、ムダをなくすよう、日常生活や事業活動について、環境の視点から見

直す必要があります。

近年、環境に配慮することについての意識は定着しつつありますが、具体的にどのような行動をすればいいかは、わかりにくいものです。そこで、環境への取組の具体例として、「吹田市環境まちづくりガイドライン」を策定しました。これを参考に、自主的な実践を呼びかけています。

環境まちづくりガイドラインの構成

	名称	性質
市民版	ライフスタイル版	自己宣言
	キャンパスライフ版	
事業者版	事業活動版	企業の社会的責任
	開発・建築版	

(2) 地球温暖化に関する啓発パンフレット


地球温暖化の主な原因は、エネルギーの消費に伴う二酸化炭素の排出です。本市は、市域の年間エネルギー消費量のうち、家庭及び事業所における消費量の合計が、産業や運輸部門などを含む全体の約5割を占めています。そのため、市民や事業者のみなさん一人ひとりが、エネルギーの使用量を減らす意識を持ち行動につなげることが大切です。そこで、地球温暖化に関する啓発パンフレットを作成し、節エネや省エネのための具体的な取組などを紹介しています。

【市民向け】節エネ・省エネ生活マニュアル


本パンフレットでは、地球温暖化の現状や家庭におけるエネルギーの消費実態について解説しています。また、普段の生活の中で誰もが実践でき、エネルギー使用量の削減につながる「脱・我慢の節エネ・省エネアクション」について、取組を行った場合の節約額とCO₂削減量の目安とともに紹介しています。




●キッチンで
冷蔵庫の温度設定を「強」から「中」に、冬なら「弱」に！



●お風呂で
手元スイッチ付シャワーヘッドを使おう！



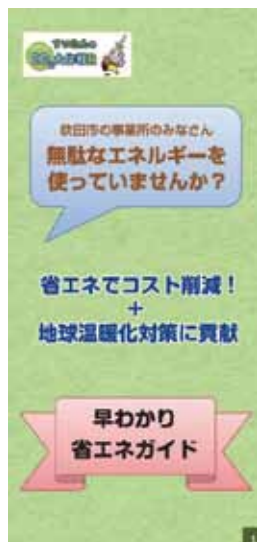
●リビングなどで
LED照明に交換しよう！



【事業者向け】早わかり省エネガイド

本パンフレットでは、オフィスや工場等の事業所で取り組める省エネの方法について、グラフや表を使ってわかりやすく紹介しています。

事業所での省エネの方法には、以下のとおり、大きく分けて「運用改善」と「設備導入」があります。



■運用を改善しよう！
運用改善とは、事業所のエネルギー使用量や設備の状況を把握し、設備の不適切な運用を見直すことです。例えば、エネルギーマネジメントシステム（EMS）を導入し、エネルギー使用量を「見える化」することで省エネを進めることができます。

■省エネ型設備を導入しよう！
省エネ機器を導入する際には、国による支援等のほか、ESCOやエコチューニングといった初期投資が小さく省エネ効果の高い方法もあります。まずは、無料の省エネ相談や省エネ診断を利用してみましょう。

(3) エコアクション21

エコアクション21認証登録制度は、環境省が定めた、主に中小企業向けの環境経営の認証・登録制度です。

本市は、吹田商工会議所と連携して、認証を取得しようとする事業者に、エコアクション21事務局を通じて専門家を派遣しています。専門家から環境経営についての助言を受けた事業者は、エコア

クション21の認証取得に向けて取組を実施します。認証を取得した事業者に対しては、本市はその取得費用の一部を助成しています。

市内の認証・登録事業者数は25社です。

■ 再生可能エネルギーの導入拡大の取組

市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システム設置促進事業

本市は、太陽光パネルの設置等を行う民間事業者に、市が所有する公共施設の屋根を貸し出し、事業者から施設の使用料を得る仕組みによって太陽光発電システムの設置を促進する事業を行っています。現在、市内3か所4施設の自転車駐車場で発電を開始しており、発電実績等は市ホームページに掲載しています。

- 阪急山田駅前西自転車駐車場(24.9kW)
- 阪急山田駅前南自転車駐車場(18.7kW)
- JR吹田駅前中央自転車駐車場(24.9kW)及びJR吹田駅前西自転車駐車場(24.9kW)



(写真：JR吹田駅前西自転車駐車場の屋根の様子)

■ 建築物の低炭素への取組

(1) 子育て青少年拠点 夢つながり未来館(ゆいぴあ)

阪急山田駅前に平成23年(2011年)3月にオープンした子育て青少年拠点 夢つながり未来館(ゆいぴあ)は青少年支援、子育て支援、図書館が一体となった施設です。

オープンスペースに設置した採光施設(光庭)を通して光がふりそそぐ地下の図書館や、太陽光発電システム(20kW)の設置、仕上げを施さない天井や再生材の利用など様々な環境保全に配慮した建築物です。

子育て青少年拠点夢つながり未来館(ゆいぴあ)は、大阪府が環境への配慮に優れた建築物を表彰する「大阪サステナブル建築賞」(大阪建築環境配慮賞)の特別賞を平成23年に受賞しました。

